

第2期 長崎県社会的養育推進計画（素案）
県民意見募集（パブリックコメント）における意見とその対応方針等について

- 1 意見募集期間
令和6年12月12日（木曜）から令和7年1月8日（水曜）まで
- 2 意見の件数及び提出者数
46件（7人）
- 3 提出方法
電子申請4人、FAX 1人、メール1人、郵送1人

【御意見及び反映状況】

対応の区分		件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	19
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等参考とするもの	2
D	意見を反映できなかったもの	2
E	案の内容についての質問・感想等	23

※頂いた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載

No.	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方	反映状況
1	1	「長崎県社会的養護推進計画」は「長崎県社会的養育推進計画」の誤りだと思います。	修正いたします。	A
2	2	P2(2)課題②/(3)取組と指標① P2・P30 P30④権利擁護の取組について3つ目 2022年度より徐々に「意見表明支援員」の定期訪問を一部の施設（長崎市・大村市）で開始されていることは把握していますが、県のHPで取り組みの公表はされていません（私が把握できていないだけかもしれませんが）。P2では現体制では難・一時保護所では未実施→体制整備を検討のことではありますが、P30ではあたかも体制整備を実施しているような表記に見えます。今後新たに体制整備をされるようではありますが、その見込みについても記載をされたほうがよいのではないのでしょうか。	現在、児童養護施設に意見表明支援員の派遣を行っているところですが、実施頻度等に課題があるため、今後、実施方法等について再検討が必要であると考えております。 一時保護所においては、意見表明支援員の派遣は行っていないため、今後の課題となっており、（2）課題に「第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見表明等を行う仕組みが必要で」と記載しております。また、（3）取組と指標の④においては、第三者（アドボケイト）からの意見表明支援の仕組み検討を記載しております。	E

3	2	P2(3)取組と指標① P2・P3I (3)取組と指標①の1つ目の文言が2021年の計画と何ら変わりません。県としてどのように体制整備を考えられているのでしょうか（既に九州他県では先進的に進められているところも多いと承知しております）。	現在、児童養護施設に意見表明支援員の派遣を行っているところですが、実施頻度等に課題があるため、今後、実施方法等について再検討が必要であると考えており、ご意見を踏まえて検討してまいります。	C
4	2	第2章(2) 意見表明支援員が県域すべての措置児童の元へ定期的に訪問することを実現してほしいと思います。	現在、児童養護施設に意見表明支援員の派遣を行っているところですが、実施頻度等に課題があるため、今後、実施方法等について再検討が必要であると考えております。 貴重なご意見として承ります。	E
5	3	第2章表4, 5, 6, 7 関係職員への啓発プログラム等の実施回数受講者の数、こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する取り組みについてはすべて検討中になっていますが実施していただきたいと思います	ご意見のとおり、検討中としていました職員への啓発プログラムの実施回数やこども自身への権利に関する研修等については、回数等記載いたしました。	A
6	4	(2)課題イの1つ目 長崎県は他県と比較しましても離島が非常に多くあります。長崎県の社会的養育関係の施設は、大きな島では壱岐・対馬には存在しておりません。ニーズはあるが事業が実施できない状態は旧来より変わりはないかと思います。そのうえで、(3)の取組と指標に課題として掲げられている”離島部”における支援について記載がありませんが、取組をされる予定はないのでしょうか。	離島部に限らず子育て支援メニューのさらなる拡充が必要であるため、離島部を取り上げて記載しておりません。なお、離島部については在宅支援強化の取組として里親登録をされている方々を活用した取組が一時部自治体で有りますので、離島部自治体と情報共有を図る等の取組を検討しております。	E
7	4	策定要領をみていくと”ヤングケアラー”に対する支援も上げられ、教育分野や関係機関との連携体制について計画策定時に留意する事項として挙げられています。本素案ではあまり”ヤングケアラー”支援について記述があるようには思えませんでした。県としてどのようなお考えがあるのでしょうか。	本県においては、ヤングケアラーはケアラー支援推進計画を策定しており、その中で支援について定めていることから、本計画には記載しておりません。	E
8	5	1行目 P3Iに一時保護専用施設は乳児院・若竹の家に設置済みと明記されているが、なぜ児童家庭支援センターは設置されている（建設済の）施設名が明記されていないのでしょうか。表内3の2029年を見ても4ヶ所から増える予定はないようですので、施設名を明記（もしくは設置市町を明記）したほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、設置場所が分かりにくいので、文中に記載いたします。	A

9	9	5～7行目&グラフ 「2012年度に比べて2012年度は約1.2倍」と書かれているが、後半は2018年度ではないか。	正しい年度へ修正いたします。	A
10	9	また、2022年度に98人に減少したことについて（）書きでよいので、「コロナ渦等の影響により」などの理由を示して記すべきではないか。	コロナウイルス感染症が原因かどうか不明であるため、素案のままと致します。	D
11	10	PI0の表が2028～2030年度まで重複しています。 また、PI1には2029年度までであり、2030年度が必要であれば行の追加が必要ではないでしょうか。	2029年度までに統一して記載いたします。	A
12	12	PI2①最下行・②最下行 P21表内6 PI2②課題アの3つ目にフォスティング業務の一貫した体制の構築が必要と記述があります。今後、長崎県内で里親委託に力を入れていく（成功するかはわかりませんが）と仮定し、「里親支援センター」は1か所でのよいのでしょうか。PI3にも現在登録者がいないことや、専門性向上・支援体制整備の記述があります。今後、新たに里親支援専門相談員を設置することができない児童養護施設もあると仮定すると、里親支援の拠点を県内に分散し、多数整備することが必要ではないでしょうか。	これまで築いてきた里親支援体制を有効活用しながら、まずは、里親支援センター1か所の設置を目指すこととしております。	E
13	13	他は西暦なのに、1か所だけH27～H29と元号表記が使用されている。	修正いたします。	A
14	13	イ 第1期計画にも里親登録者がいない市町があるとの記載があり、本素案にも同様の表記があります。P20をみると登録里親数は随分と増えているようですが、登録者を設けることができていない市町には、どのような対策を講じていかれるのでしょうか。	各市町へ出向いて、市町民を対象とした里親出前講座を実施し里親のリクルートを行っております。また、令和5年度からは市町と連携し民生委員の会議等と里親出前講座を同日に行うことで、里親を広く周知するとともに、民生委員を通してリクルートを行う取り組みを行っています。	E

15	13	第6章（1）ウ 里親・ファミリーホーム委託した子どもの4分の1以上の割合で措置変更・解除になっている点については、早急な改善を希望します。家族との暮らすことを失ったこともたちが、また別の分離喪失を経験することは許されないことだと思います。里親さんやファミリーホームの養育力向上はもちろんのことですが、マッチング委託に至るまでのプロセス、アセスメントの問題も改善しなければ改善に至らないと思います。	貴重なご意見として承ります。	E
16	15	里親支援専門相談員をはじめとする里親支援に携わる支援者の研修を実施し、里親支援のスキルアップを図ります。→実施しているか要確認 上記の記載についての意見として報告します。 支援者の研修がおこなわれた事はなかったように記憶してます。 支援者の研修があれば専門性の向上、スキルアップに繋がるので有意義であるしスーパーバイズをして頂ける機会にもなる。 年々とアップデートしている支援の方向性についても、県としての方向性を支援者に示す機会となるので研修を実施して欲しい。	素案の記述については、削除致しました。里親支援専門相談員への研修実施は県が主催しているものはない為、研修の開催を検討してまいります。	A
17	19	2024年以降の予測で、施設入所数（全数）と、3歳未満・3歳以上～就学前・学童期以降の数値計が合致しません（第1期計画のままの数値で変更されていません）。	正しい数値へ修正いたします。	A
18	19	表内 数値目標として、国が掲げている数字が2029年の目標値として書かれています。2018～2023の実績値からすると実現不可能なように思えますが、P12～21の記載内容でこの目標値に近づけることができるのでしょうか。実現するために、直接里親支援をする機関以外に、長崎県として具体的にどのような対応をされるのでしょうか。	一つの取組では数値目標の達成は困難であることから、まずは里親支援センターの設置を目指し、設置されたことでの一貫した支援体制の構築に加えて、先進地でも取り組まれていた登録里親への一時保護委託やショートステイによる活用などの様々な実効性の有る取り組みの実施を検討してまいります。	E
19	19	第6章（2）の表 2024～2029の施設入所者数と年齢区分の数が合っていないような気がするのですが？ 施設はこの割合に従って今後の施設独自の運営の計画を立てるべきなのではないでしょうか？	正しい数値へ修正いたします。 新たに算出した目標値は、今後里親委託を推進するため参考値となりますので、施設運営の参考として頂ければと思います。	A

20	19	計画の始期（2025年度）と終期（2029年度）を比べると「里親・ファミリーホーム委託数」において、 ①3歳未満 16人→23人 ②3歳以上～就学前 17人→24人 ③学童期以降 94人→150人 と大きく伸びる見込みとなっている。 このため、18ページに記載されているような取組みを引き続き強化していくことが求められる。取組みを強化していく具体的な方法論と併せて、そのために必要な財源手当てについても、毎年度の予算編成の中でしっかりと議論していただきたい。	ご意見のとおり、予算確保については、各関係課等と協議を行いながら進めてまいります。	E
21	19	2024～2029年度の委託数及び入所数とそれぞれの内訳の小計が合っていないようです。	正しい数値へ修正いたします。	A
22	20	表下注釈 第1期計画と比較しますと、表の2018年度は切り取られています。 2024・2029年度の数値は新たに算出されているようですが、※1～※3までの式と合致しません。PDCAサイクルについて含めるのであれば、第1期の計画実行中の実績値も踏まえての計算の根拠が必要ではないでしょうか。	PDCAサイクルに必要な実績等について、参考資料に「目標値新緑一覧表」を追加し、今後の進捗が把握しやすいように対応いたします。	A
23	20	ファミリーホーム数が第1期計画では2029年度までに13世帯とされていましたが、第2期素案では9～11世帯に数値を下げていらっしゃいます。家庭養護を推進していくうえで、数値を下げられている理由はあるのでしょうか。	本県の人口推移（減少）から、代替養育に必要な児童総数を見直したことを踏まえて、ファミリーホーム数についても見直しております。	E
24	21	「設置済み」「未設置」と表記されていますが、整備目標・指標の文言と整合性がとれているのでしょうか？	ご意見を受けて、修正いたします。	A
25	23	第7章（2） 施設入所後家庭復帰が困難で入所が長期化する子どもがいますが、その子たちにとって施設がパーマネンシー保証の対象となるという考えにどうしてならないのかがよくわからない。子どもにとって何が最善なのかということを判断の基準にしてもらいたい。	貴重なご意見として承ります。	E
26	25	第8章（1） 代替養育を必要とする子どもの数の見込みの表で2024～2029年分の施設入所者の数と年齢別の数が合っていないような気がします。	正しい数値へ修正いたします。	A

27	26	②ア 先日、大分県の施設を訪問させていただいた際、大分県では里親委託・FH委託が随分と進み、児童養護施設の定員を下げ、さらには地域小規模児童養護施設を閉鎖しているところもあるとのことをお話を聞きました。長崎県はまだまだ里親委託が進まず、ある意味旧来からの施設の形態が残っているところもあるなと感じています。長崎県として、「小規模化・地域分散化」の観点で課題として挙げられるのは、第1期から継続して記述されているこの点だけなのでしょうか。	26～28Pが該当箇所になります。長崎県児童養護施設協議会を始め、各施設と連携を取りながら、進めてまいります。	E
28	26	第8章（2） 将来像実現のために現在の職員配置では小規模化地域分散化での常時職員2人配置は難しいと思います。また課題や取り組みと指標に掲げられていることにも人材の確保と育成は避けられない問題です。すべてを実現するには、施設自体の入所児童の定員を減らして対応することも考えなければならないかと思います。県はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。	P26①将来像に記述している通り、各施設から課題等を聞き取りしながら、進めてまいります。	E
29	27	③イ高機能化・ウ多機能化・機能転換の5つ目 長崎県児童養護施設協議会と連携して研修の場を設けるとのことですが、「リーダー研修」について、県が今後対応されなくなると小耳にはさんだのですが、児童養護施設で勤務している中で、「研修」を希望している職員は多いにもかかわらず、長崎県・近隣県にて研修が開かれることが少なく、人材育成の面で非常にマイナスだと感じています。長崎県のバックアップ（費用・人材・+α）で、社会的養護施設で働く職員の育成に力を入れてもらえないでしょうか。	「リーダー研修（基幹的職員研修）」は長崎県児童養護施設協議会へ委託を行っております。施設における人材育成へ実施方法については、継続的に支援を行いながら、より効果的な研修開催を目指します。	E
30	28	P28表内 現在、光と緑の園乳児院・若竹の家に一時保護専用施設が設けられていると書かれております。P28とP31の数が一致しませんが、P28は現在整備されている施設数、P31は設置済み施設数として考えてよいのでしょうか。	現在、2カ所設置が完了しており、P28の数値が正しいため、現在の設置数（2カ所）に修正します。	A

31	29	第9章 P29とP31 一時保護専用施設について2029年までに県内4か所設置の計画になっていますが、国はもっと奨励しているような表現や説明をしている感じがします。「長崎市内は1か所設置予定です」と先日連絡を受けました。	本県の支援ニーズや財政状況から鑑みて、設置数を決定しております。一時保護数の状況の変化に応じて、今後とも検討してまいります。	E
32	31	P31表内とその下の注釈 P31表内の数値は2024年度実績と書かれていますが、その下の算定式は2018年度実績値を用いられており誤差が生じているように思います。2018年度と2023年度では一時保護された児童数（一時保護委託児童数も）が増加しているようですので、確認をされたほうがよいかと思えます。	P31 表内の（2024年実績）の記載は、（2023年実績）であった為、修正いたします。また、2018年の実績をもとに、2022年までの目標値を設定していましたが、現在、達成できていない状況から、2018年に設定した目標を継続して設定いたします。	E
33	32	文末が” 必要がある”と常体となっています。	「必要です」と修正いたします。	A
34	32	社会的養護自立支援として、自立援助ホーム以外の場所でも「児童自立生活援助事業」が実施できるようになりましたが、Ⅱ型・Ⅲ型を運営するにはハードルが高すぎており、Ⅰ型以外の事業展開はなかなか難しいことも想定されます。Ⅰ型（自立援助ホーム）の新設は今後5年間では見込まれていないようですが、長崎県としてⅡ型・Ⅲ型利用想定児のニーズの把握、支援可否判断の基準など、どのような考えがあるのでしょうか。策定要領には「Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数」の記載の算出が必要とされています。	児童自立生活援助事業のⅡ型、Ⅲ型の実施については、利用者数を見込むことが難しいことから、目標値の設定を行っていないところです。しかしながら、児童養護施設、里親家庭等から利用に関する相談があった際には、積極的に検討することから、目標値の設定はせずに、文章中に記載いたします。	E
35	32	第10章 施設で計画しても県から認可が下りるかどうかわからないという状況では多機能化・機能変換に思い切って踏み切ることができません。児童自立生活援助事業2型についても計画表には示されていません。県内での設置数とか各地域に1か所とかの計画はあるのでしょうか	数値目標は設定していませんが支援を必要とする児童が利用できる体制構築を目指しています。	E
36	33	第Ⅰ期計画において「保健師」について記述があります。既に第Ⅰ期計画中に児童相談所に保健師が配置されたものと推測いたしますが、P6～7の妊産婦等の支援に関する記述のように、法律上や制度上の位置づけを明記し、保健師を設置したことについて記載された計画のつながりやPDCAサイクルの観点からするとよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、保健師に関しては配置されたことから記載を削除しておりましたが、PDCAサイクルの観点から記載を残し、目標値との記載を致します。	A

37	34	表内の「2 児童福祉司、児童心理司の配置数」が2024年度→2029年度にかけて増員はせず同数となるようですが、児童相談所の職員の方々は相談件数や一時保護の増加などにより疲労蓄積されていないのでしょうか。保育所や学校現場でもいわゆるモンスターペアレントが増加し、精神負担により休職・退職される方が多いともお聞きします。児童相談所についていえば、より対応困難な保護者の方がおり、負担が多いのではないかと推察します。今後も一時保護数が増加、ならびに里親のケアなどに力を入れていくと仮定しますと、児童相談所の職員の方々を増員することが必要ではないでしょうか。児童養護施設に入所している児童・保護者からすると、毎年のように児童相談所の担当職員が変わることは相談しにくいとの話も聞きます。入所してから面接がほとんどない児童も多くおり、P2(3) ①に課題としても書かれています「全児童に対する説明や意見聴取の体制」を構築するためにも、本件独自の予算化等により、児童相談所の職員数を増加させることも検討されたほうがよいのではないのでしょうか。	児童福祉司、児童心理司については、継続的に増員の対応を行っており、令和6年度に法定人員を満たした状況です。そのため、今後の状況や国の職員配置に関しての通知を踏まえて、職員の負担や支援を受ける方に支障がないように努めてまいります。	C
38	—	「子ども」「こども」「児童」と表記がさまざまですが、敢えて変えられているのでしょうか。	法令等で使用されている表現を除き、「こども」へ統一いたします。	A
39	—	2020年に第1期として「長崎県社会的養育推進計画」が発表されました。2020年度～2024年度まで5か年実行され、本素案の作成に結びつかれているものと存じます。5年間で実行した取組（結果）の概要について、成果・課題などどのように考えられていますでしょうか。第2期計画を実行するにあたり、現行の第1期計画の達成見込みを踏まえることが前提とならないでしょうか。（大分県の素案をみていきますと、全体に現行計画の達成状況についての記述があります）	第1期で設定していた目標については、実施したことや達成状況について文章内に記載しておりますが、経過等がわかりやすいように、全計画の目標値については、記載いたします。	A

40	—	2019年度に作成されました本県の第1期計画とこの第2期素案を比較しますと、文言がほとんど変わらない箇所が多く目立ち、この4～5年間の取組実績があまりないのではないかと疑問を持ってしまう。今回の計画策定ではPDCAサイクルも意識しながらの内容とすることとなっております。しかし素案を見ていきますと、4～5年間の”C (check)”を踏まえた”A (action)”についてあまりにも少ないように思えます。また、策定要領の各項目にあります「現行計画の達成見込・要因分析等」の記載を求める」の基準を満たしていないように思えます。	ご意見のとおり、今回の計画策定においてはPDCAサイクルを意識した計画策定が必要となります。現行の計画の達成状況については、参考資料に「目標一覧表」を新たに追加し、実績と目標が確認できるようにいたしました。	A
41	—	現在、九州内では大分県・宮崎県においても同じように素案を住民に提示し、意見を収集されております。総ページ数だけ見ると、大分県は全94ページ、宮崎県は全63ページあり、本県の全35ページからすると約2～3倍程度になっております。特に大分県の計画は非常にわかりやすく、社会的養育推進に向けて県が非常に力を入れておられることが明白です（長崎県のものと比較してもあまり意味はないとお考えの方もいらっしゃると思いますが）。「計画に力を入れても実働が伴わなければ」と言われるだけかもしれないのですが、表面上の計画であれば長崎県の社会的養育は推進することができないと思います。	貴重なご意見として承ります。	E
42	—	この計画は非常に粗削りなもののように私は思います。どれだけ長崎県児童養護施設協議会やその他関係団体が丸となって取り組んだとしても、県としてのバックアップがなければどうにもならない問題も多くあると業務にあたりながら感じているところです。少しでも長崎県の力により各市町において支援の輪が広がり、必要な制度が拡充され、障害者福祉のように長崎県の社会的養育関係政策が全国でも先駆的なものになるよう、お力をいただけたらと思います。	貴重なご意見として承ります。	E
43	—	出産後や養育が難しくなったり虐待が起こった後への支援よりも子どもが誕生する前に保護者への教育や情報提供をどうしていくかが最も必要なのではないかと思います。子どもとの関わりかたや子育てを学ぶ機会を妊娠中に夫婦で受けるようにできたら良いのにと感じます。	貴重なご意見として承ります。	E

44	—	計画全体に反対いたします。	本県としましては、社会的養護に関わる支援・体制を計画を策定することで進めてまいります。	E
45	—	妊娠や出産、育児や進学等にかかる費用を軽減、支援することで、子供を産むことへの不安を根本的に解消することを望みます。	貴重なご意見として承ります。	E
46	—	また学校の教師増員、待遇の改善をすることで、子供ひとりひとりと向き合える時間を増やし、適正なスクールカウンセラーを増やすことで子供たちが抱える細かな悩みに対応できるはず。	本計画は社会的養護に関わる計画であるため、反映はできないものの、貴重なご意見として承ります。	D